

# 令和4年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 障がい福祉事業に係る財務事務の執行状況について  
 報告書提出：令和5年3月28日(火)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課(関係課等)	監査結果	措置状況(措置(予定)内容又は対応方針)
1	64	指摘事項	障がい福祉課	<b>【障がい者計画と実態との乖離】</b> 第5次山形県障がい者計画において、「今後の取組方向」として記載された「現状」と「課題」への対応策について、実際には取組がなされていない項目がある。 <具体的な取組がなされていない項目例> ・地域生活への移行に向けて、山形県障がい福祉計画では指定障害福祉サービスの必要な量について数値目標を設定しているが、自立訓練、生活介護及び就労移行支援においては、見込んでいる必要な量に達していない。 ・障がい者やその家族が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、支援体制の整備を行う必要がある。 ・高齢期の障がい者に対して、個々の実態に合わせた支援が適切に行えるよう体制を整える必要がある。	指摘のあった「今後の取組方向」の項目については、課題に対する影響を評価のうえ、取組の実施の可否を検討するとともに、令和5年度に行う次期計画策定にあたっては、具体的な取組みを整理する。
2	68	指摘事項	障がい福祉課	<b>【障がい者計画における数値目標の効果測定未実施】</b> 第5次山形県障がい者計画について、目標年度を経過した項目について実績評価がなされておらず、他計画の改定に伴う数値目標の変更も行われていないなど、計画の進行管理がなされていない。	令和5年度に現計画の進捗状況等を検証したうえで、第6次山形県障がい者計画を策定する。
3	69	指摘事項	障がい福祉課	<b>【障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目標設定とその進捗管理について】</b> 目標管理と実績評価の定期的な点検が行われておらず、計画の進行管理体制が構築・運用されていない。	令和4年度における現計画の進捗状況等を検証したうえで、令和5年7月に開催された山形県障がい者施策推進協議会で検証、結果を協議した。 協議内容は県のホームページで公表した。
4	72	意見	障がい福祉課	<b>【障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の一体管理について】</b> 第5次山形県障がい者計画と第6期山形県障がい福祉計画・第2期山形県障がい児福祉計画は所管省庁や策定趣旨・期間は異なるものの関連性が深いことから、一体的な策定を検討すべき。	第6次障がい者計画及び第3期山形県障がい福祉計画・第3期山形県障がい児計画においては、計画期間を整理し一体的に策定することで準備を進めている。
5	73	意見	障がい福祉課	<b>【指定障がい福祉サービス等支援の事業者に対する第三者評価について】</b> 国の指針において、福祉サービスを提供する事業者は第三者評価を受審することが推奨されているが、第6期山形県障がい福祉計画・第2期山形県障がい児福祉計画に第三者評価に関する記載がない。また、推進すべき県が県営の指定サービス事業に対して第三者評価を実施していないことから、必要な取組を確実に実施する体制を構築すべき。	民間事業者については、令和5年3月に県障がい福祉課実施の社会福祉法人指導監査において受審を働きかけた。引き続き、指導監査等の機会に事業者へ受審を働きかけていく。また、県営施設における第三者評価の実施について、検討していく。
6	78	意見	障がい福祉課	<b>【福祉・介護職員の改善の加算取得について】</b> 山形県では福祉・介護職員の処遇改善に資する処遇改善加算の取得率が低調であるため、取得率向上に向けて調査・対応すべき。	令和5年10月に処遇改善加算取得率の向上に向けた事業所へのセミナーを開催し、11月から個別相談を実施している。 なお、セミナーでアンケートを実施し、参加事業所から加算取得で課題となっていることを調査したため、その結果を踏まえて、今後の事業実施を検討していく。
7	82	意見	障がい福祉課	<b>【障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標と活動指標との関連図について】</b> 第6期山形県障がい福祉計画・第2期山形県障がい児福祉計画の「成果目標と活動指標の関連図」において、活動指標が示されていない成果目標があることから、次期計画策定時には整理して示すべき。	令和5年度に行う次期計画の策定にあたっては、成果目標と活動指標との関連性等を整理する。

# 令和4年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 障がい福祉事業に係る財務事務の執行状況について  
 報告書提出：令和5年3月28日(火)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課(関係課等)	監査結果	措置状況(措置(予定)内容又は対応方針)
8	84	意見	障がい福祉課	【県営3学園の民営化への検討状況について】 最上学園の虐待事案を受け、県内福祉関連団体から提出された要望書にある県営3学園(鳥海学園、最上学園、やまなみ学園)の民間移譲を含めた施設運営の見直しについて、実務的な面を踏まえて検討を行うべき。	令和5年中に他県の状況調査を行い、利用者の視点や安定的・継続的なサービス提供の視点、民間で受け入れるための体制や環境の整備状況などを勘案しながら調査を進めていく。
9	86	意見	障がい福祉課	【旧寿海荘の解体工事に係る事前調査について】 県有施設の解体にあたり、業者の参考見積等をうのみならず、構造物の種類、建設時期等から事前に石綿含有の可能性を検討し、効率的に事業を行えるよう見直すべき。	工事発注部局と密に情報交換しながら、設計・工事が円滑・迅速に行えるよう対応していく。
10	90	意見	障がい福祉課	【社会福祉法人山形県社会福祉事業団に対する各種支援について】 山形県社会福祉事業団に対する支援総額が多額であることから、事前内定による補助額支給ではなく、その都度事業団の置かれた状況を踏まえたうえで支援すべき。	毎年度、事業団が「経営改革評価検証委員会」等において提供している情報を通して、経営状況を把握するとともに、毎年度の補助金額の妥当性を検証していく。
11	100	指摘事項	障がい福祉課	【山形県障がい者施策推進協議会の未開催について】 障害者基本法で設置が義務付けられている「山形県障がい者施策推進協議会」が令和3年度及び4年度に開催されておらず、構成員に対する県の福祉施策の情報提供もなされていない。	令和5年度以降、「山形県障がい者施策推進協議会」を開催していく。
12	106	意見	障がい福祉課(各総合支庁地域健康福祉課・地域保健福祉課)	【障害福祉サービス費等県費負担基本金額算出表の一部確認について】 申請に対する給付金額の算定誤りを防ぐために、算定の根拠となる資料を入手し、確認した証跡を付すように検討すべき。	令和5年2月28日に、各総合支庁に対して、確認した証跡を付すよう依頼した。
13	106	指摘事項	最上総合支庁地域健康福祉課	【山形県障がい者自立支援給付費負担金実績報告書の提出期限等について】 一部の市町村において実績報告書の提出が交付要綱に定める期限を超えており、また、その場合に必要な事前の承認も受けていない。	令和4年度分の実績報告の提出にあたっては、期限厳守を徹底し、管内全ての市町村から期限内に実績報告書が提出された。今後も期限厳守を徹底する。
14	114	意見	障がい福祉課	【現地調査要領・チェックリストの活用について】 (発達障がい者支援協力医療機関機能強化事業費) 委託業務の完了検査において、現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、事業担当部署において現地調査要領やチェックシートを作成し、徹底すべき。	チェックリストを作成し、令和4年度分の検査時に活用した。
15	116	意見	障がい福祉課	【現地調査要領・チェックリストの活用について】 (発達障がい者支援体制整備事業費) 委託業務の完了検査において、現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、事業担当部署において現地調査要領やチェックシートを作成し、徹底すべき。	チェックリストを作成し、令和4年度分の検査時に活用した。
16	123	意見	障がい福祉課	【現地調査要領・チェックリストの活用について】 (精神障がい者地域生活移行支援事業費) 委託業務の完了検査において、現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、事業担当部署において現地調査要領やチェックシートを作成し、徹底すべき。	チェックリストを作成し、令和4年度分の検査時に活用した。

## 令和4年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 障がい福祉事業に係る財務事務の執行状況について  
報告書提出：令和5年3月28日(火)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課 (関係課等)	監査結果	措置状況 (措置(予定)内容又は対応方針)
17	130	意見	障がい福祉課	【現地調査要領・チェックリストの活用について】 (障害者就業・生活支援センター事業費) 委託業務の完了検査において、現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、事業担当部署において現地調査要領やチェックシートを作成し、徹底すべき。	チェックリストを作成し、令和4年度分の検査時に活用した。
18	131	意見	障がい福祉課	【現地調査要領・チェックリストの活用について】 (障がい者スポーツ育成事業費) 委託業務の完了検査において、現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、事業担当部署において現地調査要領やチェックシートを作成し、徹底すべき。	チェックリストを作成し、令和4年度分の検査時に活用した。
19	141	意見	障がい福祉課 (最上学園)	【再発防止対策検討会議における検討結果及び再発防止強化の追加的対応のプレスリリースについて】 最上学園の虐待事案を受けて設置された虐待防止委員会の外部委員に弁護士、社会福祉士を加えるということを発表していたが、弁護士は選定されず、プレスリリースと異なる対応を実施していることになる。外部委員として社会福祉士の方が適任であると考えるのであれば、予め社会福祉士を外部委員に加えることとしてプレスリリースすべきであった。	プレスリリースを行う際には、公表内容を十分に精査し、慎重に対応していく。
20	141	指摘事項	障がい福祉課 (鳥海学園)	【使用しなくなった備品に係る不用の決定について】 グラウンドに組立プールが長年放置されており、使用が見込まれないのであれば「会計事務の手引」に則って不用の決定を行う必要がある。	組立プールについては、コロナ禍後の使用を再開する時期に、劣化の進んだ階段を付け替えたり、防水シートやコーティングの処置を施して使用できるものは使用することとし、強度が耐えられなくなった場合は、処分について検討する。
21	143	意見	障がい福祉課 (鳥海学園)	【使用しなくなった備品の撤去処分の検討について】 グラウンドにある遊具が、老朽化が激しく、本来の機能が既に消失している状態で長期間放置されたままであり、早急に利用停止や解体・撤去などを検討すべき。	グラウンド内の本来機能を有さない遊具については、令和5年2月17日に撤去した。
22	144	意見	障がい福祉課 (鳥海学園)	【委託業務の入札実施時期の見直しについて】 洗濯業務について長期間にわたり同一の者による一者入札が継続している。契約の競争性の確保や効率的な調達を図るため、新規の受注者でも人材や資源を新たに準備するための十分な期間を確保できる入札の実施を検討すべき。	平成12年3月9日付け出納局総務課長通知に基づき、入札公告は予算内示会(2月中旬)の翌日以降早期に行い、入札も予算議決日(3月中旬)の翌日以降早期に実施していく。
23	146	意見	障がい福祉課 (鳥海学園)	【児童のタクシーによる送迎契約について】 児童の学園送迎に係るタクシーの契約書について、本来県が保有すべき収入印紙を貼付した契約書がタクシー事業者の手元にあった。県は印紙貼付けのある契約書を保管しておく必要がある点を認識し、改めて徹底すべき。	今後、新たな契約書保管については、支出側に収入印紙有のチェック項目を追記し、確認を徹底する。
24	146	意見	障がい福祉課 (鳥海学園、最上学園、やまなみ学園)	【コスト分析からみる給食部門直営の必要性について】 給食部門に関して、人件費を含めた原価が徴収額を大きく超えており、過去の包括外部監査でも、全体あるいは一部の民間への移行など、より効率的な運営方法について検討されたいとする旨の意見が述べられている。県は、給食部門を直営していく必要性について、県民のニーズや施設としての役割等を総合的に勘案しながら改めて検討していくことが望ましい。	障がい児入所施設の給食部門については、当面直営とし、県立病院の委託状況を見ながら委託時期を検討する。

# 令和4年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 障がい福祉事業に係る財務事務の執行状況について  
 報告書提出：令和5年3月28日(火)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課(関係課等)	監査結果	措置状況(措置(予定)内容又は対応方針)
25	149	意見	障がい福祉課(鳥海学園、最上学園、やまなみ学園)	【防犯カメラの設置について】 昨今の環境変化を踏まえると、虐待事案の事実確認や虐待の防止効果も期待できることから、障がい児入所施設において防犯カメラの設置を推進すべき。	保護者アンケートを実施し、回答の約85%が設置を希望する回答であったため、効果も勘案し、防犯カメラ設置に向け、検討を進めている。
26	150	意見	障がい福祉課(最上学園、やまなみ学園、精神保健福祉センター)	【備品管理について】 一部の備品について、備品標示票の貼付が無いことから、備品標示票の貼付を徹底すべき。	指摘のあった備品には、各公所において令和5年3月末までに備品表示票を貼付した。今後、備品標示票の貼付を徹底していく。
27	150	指摘事項	障がい福祉課(こども医療療育センター)	【管理運営会議の議事録について】 山形県立こども医療療育センター運営規程に定める管理運営会議に関し、同規程で作成することとなっている議事録を作成していない。	議事録については、令和4年11月会議分より作成し対応した。また、議事録を事務室に保管し、関係する職員間で情報共有を図ることとした。
28	151	意見	障がい福祉課(こども医療療育センター)	【給食キャンセルに伴う費用負担について】 通所サービス利用者への食事提供にかかるキャンセル費用の徴収について、運営規程の定めと異なる運用を行っているため、キャンセル連絡のタイミングを再度検討のうえ、明らかにされたい。	運営規程の例外規定の運用について明確でなかったため、見直しを行い、令和5年4月1日付けで規程の改正を行った。
29	153	意見	障がい福祉課(こども医療療育センター)	【一定の資本的関係または人的関係を有する会社等からの見積合わせの制限について】 外灯ランプ取替工事において、見積書を徴収した2者は資本関係及び人的関係を有していた。このような場合の同一入札への参加制限は規程等で一律には定められていないが、実効ある競争性の確保及び談合等の未然防止の観点から、入札や見積合わせの制限を設ける、若しくは、個別事案ごとのより詳細な把握・検討に努めるべき。	原則として、資本関係及び人的関係を有しない2者以上から見積書を徴収する。
30	155	意見	障がい福祉課(こども医療療育センター)	【返金手続きの記載について】 受診料を過大に徴収し返金した事案について、返金額に誤りはないものの、返金理由に誤認がある状態で返金処理がなされていることから、窓口担当・総務担当とも記載誤りの無いよう確認を徹底すべき。	令和4年11月に診療報酬明細総括業務の委託業者に対し、返金処理時は根拠資料を十分に整備し、確認を徹底するよう指導を行った。また、こども医療療育センター総務課でも複数人で書類の確認を行う。
31	156	意見	障がい福祉課(こども医療療育センター庄内支所)	【管理運営規程の見直しについて】 管理運営規程が最終改定から20年が経過し、センター名称や会議の開催日程等について実態と齟齬が生じているため、定期的な見直しを行い、適時に改定すべき。	令和5年度中を目途に、管理運営規程の改定作業中である。
32	156	意見	障がい福祉課(精神保健福祉センター)	【委託業務における従事者の管理について】 庁舎清掃委託業務について、あらかじめ通知された従事者リストに記載のない者が委託業務に従事していた。変更契約書を取り交わす必要のない事項の変更ではあるものの、あらためて従事者リストの提出を求める等、後のトラブルを回避するための手続きを実施することが望ましい。	従事者を変更する場合は、あらかじめ従事者リストの提出を求める。
33	158	意見	障がい福祉課(精神保健福祉センター)	【押印を廃止した見積書等の真正性確認手続きの徹底について】 押印を廃止した見積書等について、その真正性を確保するための手続きを遺漏なく確実に実施するよう、関係機関等へ周知を図るべき。	令和4年11月に、精神保健福祉センターにおいて、押印のない見積書等について、その真正性を確保するための手続きを漏れのないよう実施するよう周知した。

# 令和4年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 障がい福祉事業に係る財務事務の執行状況について  
 報告書提出：令和5年3月28日(火)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課 (関係課等)	監査結果	措置状況 (措置(予定)内容又は対応方針)
34	162	意見	障がい福祉課 (各総合支庁地域健康福祉課・地域保健福祉課)	【実施指導結果の市町村への共有及び共有方法について】 指定障がい福祉サービス事業者等に対し県が行った指導又は監査結果は、特に改善事項等の問題がある場合は重要であることから、速やかに市町村に情報提供すべき。	令和5年6月に障がい福祉課から各総合支庁所管課に対し、県が行った指導監査結果を市町村へ共有することなどについて通知を行い、各総合支庁所管課において令和5年度実施分より、関係市町村へ情報提供を実施した。
35	163	意見	障がい福祉課	【総合支庁担当者間の情報共有】 総合支庁によって実施される事業者等への実地指導の結果等は、県全体としてのレベルの均一化を図るため、定期的に総合支庁間で情報共有できる時間を設けるべき。	令和5年1月に集団指導資料作成に係る担当者打ち合わせを行った。 令和5年度以降も定期的に打合せを行う。
36	163	意見	障がい福祉課 (各総合支庁地域健康福祉課・地域保健福祉課)	【集団指導の受講状況の把握・管理】 県内指定サービス事業者等を対象に毎年実施する集団指導について、令和3年度は動画配信により実施したが、県では視聴状況を把握していない。全事業者が受講することを想定するのであれば、完了報告の提出などで受講状況を把握・管理すべき。	令和4年度実施分から事業所に受講報告を求め、受講状況を把握している。
37	164	指摘事項	障がい福祉課	【実地指導マニュアルの改訂】 指定障がい福祉サービス事業者等に対する指導及び監査で使用する実地指導マニュアルについて、関係法令等の改正に合わせた内容の改訂が適時に行われていない。	実地指導マニュアルの根拠資料である、厚生労働省の指導指針の内容を踏まえ、令和5年度中に改訂作業を進めていく。
38	164	意見	障がい福祉課	【決裁権限について】 障がい福祉サービス事業について、実地指導に関する通知の決裁権者は総合支庁長であるのに対し、新規の事業者等の指定は、総合支庁課長となっている。一方、介護に関しては、実地指導に対する通知の決裁権者は総合支庁課長である。業務の重要性からの視点及び同じ業務であっても障がいと介護で決裁権者が異なることから、専代決規程の再考を検討すべき。	業務の内容を確認し、決裁権限を再考する。
39	165	指摘事項	障がい福祉課	【指定管理者から県への書類提出漏れについて】 指定管理者制度導入施設(身体障がい者保養所東紅苑・点字図書館・障がい者福祉ホームふれあいの家)について、指定管理者(山形県身体障害者福祉協会)から包括協定書に定められた財務諸表が提出されていない。	書類提出漏れを防ぐため、令和5年3月に提出書類チェックシートを作成した。 今後、提出書類チェックシートを基に提出の確認を行う。
40	165	意見	障がい福祉課	【指定管理者に対する県のモニタリングの実施について】 指定管理者制度導入施設(身体障がい者保養所東紅苑・点字図書館・障がい者福祉ホームふれあいの家)の指定管理者(山形県身体障害者福祉協会)の業務の状況把握に関して、県は書類確認のみを行っているが、実地調査を実施し、モニタリングを充実すべき。	令和5年6月に実施した管理運営の検証において、検証シート提出に加え、現地確認を行った。

(最終更新:令和5年9月)